

令和 7 年第 1 回羅臼町議会臨時会（第 1 号）

令和 7 年 1 月 2 4 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第 4 号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 2 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 3 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○出席議員（9 名）

議 長	1 0 番	佐 藤 晶 君	副議長	9 番	小 野 哲 也 君
	1 番	米 井 宏 喜 君		2 番	浜 岸 昭 仁 君
	3 番	小 川 雅 勝 君		4 番	山 下 竜 哉 君
	5 番	加 藤 勉 君		6 番	田 中 良 君
	7 番	高 島 讓 二 君			

○欠席議員（1 名）

8 番 松 原 臣 君

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	企画財政課長	鹿 又 明 仁 君
総 務 課 長	飯 島 東 君	保健福祉課長	本 見 泰 敬 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君	建設水道課長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	八 幡 雅 人 君	社会教育課長	長 岡 紀 文 君

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 平 田 充 君 議 会 事 務 局 次 長 堺 勝 敏 君

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は９人です。

定足数に達しておりますので、令和７年第１回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会はペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みを許可いたします。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、５番加藤勉君及び６番田中良君を指名いたします。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日１日としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第４ 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

本日の臨時議会に当たりまして、御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

令和７年に入りまして最初の議会であります。改めまして、本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、１件の行政報告をさせていただきます。

故脇紀美夫氏の特旨叙位についてであります。昨年８月２６日にお亡くなりになられた、前千島歯舞諸島居住者連盟理事長で羅臼町前町長、故脇紀美夫氏が同日発令による特旨叙位において従六位に叙されましたので御報告いたします。

脇紀美夫氏におかれましては、昭和１６年１月７日に北海道国後郡留夜別村にて出生され、戦後まもなく羅臼村に入植、昭和３２年に羅臼村職員として奉職以来、各分野で長きにわたり御活躍されてこられました。

特に、平成７年から２期８年にわたり助役として当時の辻中町長を支えられた後、３期１２年間、羅臼町長として幾多の行政課題の解決にその手腕を振るい、この長年にわたり尽力されたその功績により、平成２８年には旭日双光章を受賞されております。

さらには、町長退任後就任された「千島歯舞諸島居住者連盟」理事長として、８年間にわたり北方領土問題の早期解決に向け、断固たる決意と強い意志をもって返還運動の先頭に立ち、後継者の育成や北方領土教育の充実などによる国民世論の喚起高揚を図り、奮闘された功績により、昨年外務大臣表彰を受賞されております。

なお、このたびの授与につきましては、昨日御遺族に対して伝達申し上げたところであり、改めて故人の御功績に心から敬意を表するものであります。

行政報告は以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第５ 議案第４号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第５ 議案第４号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案の１０ページをお願いいたします。

議案第４号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてと、議案第５号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については総務課長から。

議案第１号令和６年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算からの３件につきましては、副町長並びに担当課長より説明いたしますので、御審議の上御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の１０ページをお願いします。

議案第４号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

１１ページをお願いします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。令和６年の人事院勧告により職員の期末勤勉手当率が引き上げされたことから、議員期末手当につきましても職員と同様に改正を行うものであります。年間支給率を１００分の１０引上げするため６月期分、１２月期分をそれぞれ１００分の５引上げ、支給率をそれぞれ１００分の１５５とするものであります。

なお、本年度につきましては既に６月期分、１２月期分、期末手当が共に支給済みであることから、附則にて支給が完了していない差額分の１００分の１０につきましては、令和６年度中に追加支給する旨の特例を定めたものでございます。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１５０」を「１００分の１５５」に改める。

附則として、第１項は施行期日です。この条例は、令和６年４月１日から適用するものであります。第２項は期末手当の内払いです。令和６年度に支給する期末手当に関する特例で、改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第５条第２項の規定の適用については、令和６年度中に支給する期末手当は内払いとみなすもので、差額となる１００分の１０につきましては令和６年度中に支給されるものであります。

続きまして、改正内容の詳細につきまして説明させていただきますので、参考資料の５ページ、資料３をお開き願います。

令和６年人事院勧告による給与条例改正の概要でございます。本概要につきましては職員給与に係るものであり、本来であれば次の議案第５号の職員給与条例の改正において御説明申し上げるところでございますが、議員報酬条例も一部同様の改正を行うものであり

ますことから、説明の都合上、本条例改正の中で一部抜粋の上御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年の人事院勧告につきましては給与条例関係として、民間給与との比較、給与改定の内容と考え方、寒冷地手当の支給額の改定、扶養手当の見直し、給料表の見直しの5点につきまして去る令和6年8月8日に勧告されておりますが、本改正に該当する1点目及び2点目につきまして御説明させていただきます。

まず、1点目の民間給与との比較であります。人事院では国家公務員と民間の4月分の月例給与と、前年の8月から今年7月までの1年間に支払われた特別給、いわゆるボーナスを調査して勧告が行われております。本年は記載のとおり、月例給与では民間給与との格差が1万1,183円、2.76%、ボーナスでは民間の4.6か月に対し公務員の平均支給月額4.5か月となっております。

次に、2点目の給与改定の内容と考え方についてでございます。(1)の月例給与につきましては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ総合職試験の大卒程度に係る初任給を2万9,300円、一般職試験の大卒程度に係る初任給を2万3,800円及び一般職試験の高卒者に係る初任給を2万1,400円引上げし、これを踏まえ若年層に重きを置きつつ、おおむね30代後半までの職員を重点にそこから改定率を低減させる形で改定するものでございます。なお、平均改定率といたしましては全体で3.0%となっております。

次に、(2)のボーナスにつきましては民間の支給状況に見合うよう、現行の4.5か月分から4.6か月分へ0.1か月が引き上げられ、民間の支給状況等を踏まえ期末手当及び勤勉手当に0.05ずつ均等に配分する考えとされております。

ただし、次の表のとおり本年度分につきましてはすでに6月期分、12月期分ともに支給済みであります。12月期分の期末手当で現行の1.225か月分に0.05か月を加えた1.275か月分の支給、同じく勤勉手当で現行の1.025か月に0.05か月を加えた1.075か月分を支給することとし、令和7年度以降の期末手当は6月期、12月期ともに1.25月分、同じく勤勉手当は1.05月分と均等になるよう配分されております。実施時期につきましては、月例給与は令和6年4月1日、ボーナスは条例公布の日とされております。

なお、今回の改正による影響額につきましては約20万4,000円の増となるものであり、支給につきましては令和7年2月の議員報酬支給時に合わせて支給する予定でありますことを申し添えいたします。

なお、7ページ資料4に本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(飯島 東君) 議案の12ページをお願いします。

議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙の通り制定する。

13ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

令和6年の人事院勧告により月例給の平均改定率3%、ボーナスにつきましては6月期、12月期分を合わせて100分の10引上げし、期末手当と勤勉手当の合計支給額を4.6か月とする改正を行うものであります。

改正条文であります。

第1条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

第3項定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」

とあるのは「１００分の７１．２５」とする。

第２１条第２項第１号中「１００分の１０２．５」を、「６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を、「６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」に改める。

第２６条第２項の表を次のように改める。

この表は、寒冷地手当について定めた表で、記載のと通りの改正となっているものとございます。

第２６条第３項中「国家公務員の寒冷地に関する法律」を、「国家公務員の寒冷地に関する法律（昭和２４年法律第２００号）」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第５条関係）給料表は、１３ページから１７ページに記載のとおりでございます。

１７ページをお願いします。

第２条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項を次のように改める。

扶養手当の月額、前項１号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）につきましては、１人につき１万３、０００円とし、同項第２号から第５号までに掲げる扶養親族につきましては１人につき６、５００円とするものとございます。

第１２条第１項第２号中「前条第２項第３号若しくは第５号」を「前条第２項第２号若しくは第４号」に改める。

第２０条第２項中「６月に支給する場合は、１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には、１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項を次のように改める。

３、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」とする。

第２１条第２項第１号中「６月に支給する場合には、１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」を、「１００分の５０」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第５条関係）給料表は、１８ページから２２ページに記載のとおりであります。

附則として、第１項は施行期日等です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行するものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

第3項は給料の内払いです。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすことが定められております。

第4項は扶養手当に関する経過措置です。今回の改正により廃止となります配偶者に係る扶養手当につきましては令和8年4月より廃止することとし、令和7年度につきましてはその一部を支給することとしております。

第5項は、前項により支給される扶養手当額です。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給される配偶者に係る扶養手当は3,000円でございます。

第6項は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支給される子1人当たりの扶養手当の額です。今回の改正により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給される子1人当たりの扶養手当の支給額については1万1,500円とし、満額の1万3,000円が支給されるのは令和8年4月1日からとなります。

第7項は、委任規定で前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規定で定めるものであります。

続きまして、改正内容の詳細につきまして説明させていただきますので、参考資料の5ページ、資料3をもう一度お開き願います。

今回の改正は人事院勧告による改正であり、先ほどの議案第4号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定におきまして、一部令和6年の人事院勧告の概要を御説明させていただいておりますが、改めまして、1点目の民間給与との比較につきましては月例給では民間給与との格差が1万1,183円、2.76%、ボーナスでは民間の4.6月に対しまして、公務員の平均支給月額4.5月となっております。

2点目の給与改定の内容と考え方につきましては、(1)の月例給の平均改定率は全体で3%です。また、(2)のボーナスにつきましては、民間の給与状況に見合うよう、現行の4.5か月から4.6か月で0.1か月分引き上げられることとなっております。なお、実施時期につきましては、月例給は令和6年4月1日、ボーナスは条例公布の日とされております。

続きまして、3点目は寒冷地手当の見直しについてでございます。令和6年度につきましては民間の同種手当の支給額を踏まえ月額を11.3%引き上げ、表に示したとおり、扶養親族のある職員につきましては月額2,640円、その他の世帯主につきましては月額1,440円、その他の職員につきましては1,000円をそれぞれ引き上げることとしております。なお、実施時期は令和6年4月からとなります。

4点目は、扶養手当の見直しについてでございます。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう労働環境の変化に対応するため、子を有する職員に対する生計費の補填を目的として2年間で段階的に実施し、配偶者手当につきましては現行の6,500円から令和7年

度は3,000円に減額、令和8年度に廃止することとし、子の扶養手当につきましては現行の1人1万円から令和7年度は1,1500円、令和8年度は1,3000円に増額するものであります。

5点目は、給料表の見直しについてであります。これは、給料表における3級から6級の各号の初号の額を引き上げるものでございまして、羅臼町に現在在籍している職員の給与に影響を与えるものではございませんが、民間人材等の採用時の給与改善や職務・職責を重視した俸給体系の整備を目的としたものでございます。なお、実施時期につきましては、令和7年4月1日からを予定しております。

以上、令和6年人事院勧告の給料関係分に係る説明でございますが、本内容につきましては、職員組合にも御理解をいただいていることを報告させていただきます。

また、今回の人事院勧告に伴う影響額につきましては、全会計分を合わせまして報酬は351万円、給料は1,494万1,000円、期末勤勉手当は1,174万7,000円、共済費は206万7,000円の合計で3,226万5,000円の増となるものです。

なお、参考資料の8ページから14ページにかけての資料5に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願い申し上げます。

以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第1号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,360万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,520万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

14款国庫支出金1,470万円を追加し、3億4,229万2,000円。2項国庫補助金1,470万円を追加し2億3万3,000円。非課税世帯に対する物価高騰支援給付金事業に対しての国からの交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

18款繰入金1項基金繰入金7,859万8,000円を追加し、7億1,212万6,000円。歳出の財源調整のため、その財源として基金繰入金に求めるものでございます。

20款諸収入30万9,000円を追加し、6,017万3,000円。3項雑入30万9,000円を追加し、5,059万4,000円。国後展望塔の管理に対し、独立行政法人北方領土問題対策協会からの委託金となっております。

歳入合計9,360万7,000円を追加し、55億2,520万3,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費20万4,000円を追加し、5,141万円。令和6年度人事院勧告に伴い期末勤勉手当の率が引き上げられたことにより、議会議員の職員手当等を増額するものでございます。

2款総務費760万1,000円を追加し、17億1,879万6,000円。1項総務管理費760万1,000円を追加し、16億3,219万円。令和6年度人事院勧告に伴う消防職員の給与費などの増額に伴い、消防事務組合負担金の追加と国後展望塔管理人報酬等の増額でございます。

3款民政費1,548万4,000円を追加し、5億7,577万1,000円。

1項社会福祉費1,474万4,000円を追加し、4億6,375万9,000円。1点目がエネルギーや食料品等の物価高騰に伴い低所得世帯への支援として、令和6年度住民税非課税世帯に対して3万円を給付するもので、1,396万円であります。2点目は令

和6年度人事院勧告に伴い、国保会計職員、介護会計職員に係る職員給与費の財源として一般会計から78万4,000円を繰り出すものでございます。

2項児童福祉費74万円を追加し、1億1,200万2,000円。先ほどの住民税非課税世帯の給付対象者の世帯員である18歳以下の子ども1人あたりに、2万円の加算措置を行うものでございます。

4款衛生費150万円を追加し、7億2,107万8,000円。1項保健衛生費150万円を追加し、3億4,919万1,000円。乳幼児医療費扶助費及び子ども医療費扶助費が、決算見込みにより予算不足が生じる見込みとなったことから増額をお願いするものでございます。

7款土木費3,800万円を追加し、2億6,478万5,000円。2項道路橋りょう費3,800万円を追加し、2億6,316万2,000円。町道等除雪業務におきまして、昨年12月の連続した降雪などにより除雪出動回数及び稼働時間が増加しており、今後の見込みを推測すると除雪業務委託料に不足額が生じる見込みとなることから増額をお願いするものでございます。

8款教育費311万2,000円を追加し、4億3,498万5,000円。4項幼稚園費50万2,000円を追加し、1,895万2,000円。5項社会教育費64万6,000円を追加し、5,837万6,000円。6項保健体育費196万4,000円を追加し、1億7,514万8,000円。4項幼稚園費から6項保健体育費までは、いずれも令和6年度人事院勧告に基づき、幼稚園及び郷土資料館、給食センターにおける会計年度任用職員の報酬等の増額でございます。

10款1項職員費2,770万6,000円を追加し、8億4,259万6,000円。令和6年度人事院勧告に伴う職員給与費の増額であります。

歳出合計9,360万7,000円を追加し、55億2,520万3,000円となるものでございます。

引き続き、事項別明細書により補正予算の詳細を御説明させていただきますので、別冊資料の3ページをお開き願います。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金に1,470万円の追加であります。内容につきましては令和6年11月22日に閣議決定された、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえた、エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯への対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でござい

ます。なお、参考資料の1ページから2ページ、資料1に令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

18款繰入金1項1目基金繰入金に7,859万8,000円の追加でございます。歳出の財源調整のため、その財源として財政調整基金繰入金に求めるものでございます。

20款諸収入3項2目雑入に30万9,000円の追加であります。令和6年度人事院勧告に伴い、国後展望塔の管理人報酬等の増額に対し、独立行政法人北方領土問題対策協会からの委託金でございます。

次に5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費、議会議員に要する経費の3節職員手当等に20万4,000円を追加補正するものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費その他一般行政に要する経費の、18節負担金補助及び交付金の消防事務組合負担金に729万2,000円の追加補正でございます。

8目北方領土対策費、国後展望塔管理運営に要する経費に30万9,000円の追加です。内訳につきましては、1節報酬の羅臼国後展望塔管理人報酬に19万1,000円、3節職員手当等の会計年度任用職員パートタイム手当に11万8,000円の追加補正でございます。

ここまでの1款議会費及び2款総務費の追加補正につきましては、いずれも令和6年度人事院勧告により、職員の月例給や期末勤勉手当率の改定に伴い、議会議員及び消防職員、国後展望塔管理人等の給与費や職員手当、報酬等を追加補正するものでございます。

3款民生費1項社会福祉1目社会福祉総務費、その他社会福祉事業に要する経費に1,396万円の追加補正でございます。

補正の内容につきましては、参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の3ページ、資料2を御覧願います。

羅臼町非課税世帯物価高騰支援給付金の概要でございます。

目的は、令和6年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯への支援として、令和6年度住民税非課税世帯に対して給付金を支給するものでございます。

支給対象者につきましては、住民税非課税世帯の給付とこども加算の2種類がありますが、住民税非課税世帯の給付対象者につきましては、基準日の令和6年12月13日において羅臼町住民基本台帳に登録されている者であって、令和6年度の市町村民税均等割が非課税である世帯が対象で、一世帯あたり3万円を給付するものでございます。支給開始予定日は、令和7年2月上旬に案内状を発送し2月下旬から支給を開始する予定でございます。対象世帯はプッシュ型420世帯、申請型20世帯の計440世帯を見込んでございます。

別冊資料の8ページにお戻り願います。

補正の内訳は、3節職員手当等の時間外勤務手当に15万6,000円、10節需用費の消耗品費及び印刷製本費として23万円、11節役務費の通信運搬費及び手数料として22万円、18節負担金補助及び交付金のシステム改修費として、北海道自治体情報シス

テム協議会への負担金15万4,000円、19節扶助費の非課税世帯物価高騰支援給付金として1,320万円の計1,396万円の追加補正となっております。

続いて、7目特別会計繰出金、特別会計繰出金に要する経費に78万4,000円の追加です。令和6年度人事院勧告の実施に伴い、国保会計職員、介護会計職員に係る職員給与費の財源として一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、7ページから10ページにかけまして、2項児童福祉費2目児童措置費、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費に74万円の追加です。

補正の内容につきましては、参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の3ページ、資料2を御覧願います。

先ほどの住民税非課税世帯への給付と同様の目的で、先ほど御説明した令和6年度における住民税非課税世帯の給付対象者のうち、子育て世帯について世帯人数が多いことを考慮して、世帯員である18歳以下の子ども1人あたりに2万円の加算措置を行うものでございます。子ども加算の対象者は住民税非課税世帯の給付対象者で、基準日において給付対象者と同一世帯となっている18歳以下の児童等へ1人あたり2万円を加算し給付するもので、支給に関わる案内、支給開始予定日は住民税非課税世帯給付と同様となっております。

なお、対象世帯数はプッシュ型19世帯で児童数28名、申請型5世帯で児童数7名の計24世帯35名を見込んでおります。

別冊資料7ページにお戻り願います。

補正の内訳は、10節需用費の消耗品費及び印刷製本費として2万4,000円。

9ページをお願いいたします。

11節役務費の通信運搬費及び手数料として1万6,000円、19節扶助費の非課税世帯物価高騰支援給付金（子ども加算分）として70万円の計74万円の追加補正でございます。

4款衛生費1項保健衛生費5目乳幼児等医療費19節扶助費に150万円の追加補正であります。内訳につきましては、乳幼児等医療費助成事業に要する経費の扶助費に50万円、子ども医療費助成事業に要する経費の扶助費に100万円を追加するものであります。増額の主な要因は、インフルエンザ等の季節的な流行感冒の影響により予算を上回る見込みとなったものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費に3,800万円の追加補正であります。町道等除雪業務におきまして、昨年12月の連続した降雪や大雪などにより除雪出動回数及び稼働時間が増加し、12月の除雪費用が平年の2倍以上となっている状況であり、今後の見込みを過去の実績より推測すると除雪業務委託料に不足が生じる見込みとなることから、町道維持補修及び除雪に要する経費の12節委託料に3,800万円の追加をお願いするものでございます。

9ページから12ページにかけまして、8款教育費4項幼稚園費1目幼稚園管理費、幼

稚園の管理運営に要する経費に50万2,000円の追加補正でございます。内訳につきましては、1節報酬に32万9,000円、3節職員手当等に17万3,000円であります。

続きまして、5項社会教育費4目文化財保護調査費、郷土資料館に要する経費に64万6,000円の追加補正であります。内訳につきましては、1節報酬51万6,000円、3節職員手当等に13万円でございます。

6款保健体育費6目給食センター管理費、給食センター管理運営に要する経費の報酬に196万4,000円の追加補正であります。

4款幼稚園費から6項保健体育費の追加補正につきましては、いずれも令和6年度人事院勧告に伴うものであり、幼稚園及び郷土資料館、給食センターにおける会計年度任用職員の報酬や職員手当等の追加補正でございます。

次に、11ページから14ページにかけまして、10款1項職員費1目職員給与費に2,770万6,000円の追加補正であります。1節報酬24万6,000円、2節給料1,459万円、3節職員手当等1,086万4,000円、4節共済費200万6,000円ありますが、令和6年度人事院勧告に伴う職員の月例給、寒冷地手当及び期末勤勉手当率の改定に伴う給与費の追加補正でございます。

以上、歳入歳出それぞれ9,360万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、別冊資料の15ページから19ページにかけまして、給与費明細書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 2 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 8 議案第 2 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 4 ページをお願いします。

議案第 2 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 6 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 1, 3 3 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

5 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

3 款道支出金に 3 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、5 億 9, 6 7 4 万 5, 0 0 0 円。1 項道補助金 3 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、5 億 9, 6 7 4 万 4, 0 0 0 円。令和 6 年度人事院勧告による会計年度任用職員の職員費分の増額が北海道から補助されるものでございます。

5 款繰入金 5 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、5, 3 7 1 万 7, 0 0 0 円。1 項他会計繰入金 5 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、5, 0 8 9 万円。令和 6 年度人事院勧告による職員費等改定分、会計年度任用職員の人事院勧告による職員費改定分の町負担分の合計を一般会計から繰入れるものでございます。

歳入合計 9 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 1, 3 3 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお願いします。

歳出でございます。

5 款保健事業費 4 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、1, 6 6 8 万 6, 0 0 0 円。1 項保健事業費 4 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、1, 2 5 6 万 7, 0 0 0 円。令和 6 年度人事院勧告により、会計年度任用職員の職員費が改定されたことによるものでございます。

8 款 1 項職員費 5 0 万円を追加し 1, 5 5 2 万円。令和 6 年度人事院勧告に伴う職員費分の改定によるものでございます。

歳出合計 9 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 1, 3 3 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る1月21日開催の令和7年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料の20ページから29ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第3号令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の7ページをお願いいたします。

議案第3号令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,059万8,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

7 款繰入金 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、9, 3 9 9 万 4, 0 0 0 円。1 項他会計繰入金 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、8, 7 2 7 万円。内容としましては、令和 6 年人事院勧告の実施に伴う給与改定により、職員給与費増額の財源として繰入をするものでございます。

歳入合計 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、4 億 9, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円となるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6 款 1 項職員費 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、1, 3 3 9 万 7, 0 0 0 円。内容としましては、令和 6 年人事院勧告の実施に伴い職員給与費の給料、職員手当等共済費を増額するもので、内訳の詳細及び給与費明細は、別冊資料の事項別明細書 3 0 ページから 3 7 ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

歳出合計 1 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、4 億 9, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 1 回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 10 時 56 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員